

令和5年度日高山脈襟裳国定公園の国立公園化にかかるPR映像制作業務
仕様書

1. 業務の目的

本業務は、現在作業を進めている日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定を見据え、同国立公園の新規指定前後に訪日外国人を含めた公園利用が想定される者に向けた公園の魅力等のPRを広く国内外に行うため、映像資料を作成するもの。制作した映像資料は、SNSや動画サイト等でプロモーション映像として放映することにより、同地域への訪問意欲が喚起されることを期待するものである。

2. 業務の内容

(1) 映像制作の準備

日高山脈襟裳国定公園及びその周辺地域に新たに指定される国立公園（以下「新国立公園」という。）を広く国内外にPRし新国立公園の場所やその魅力を伝える映像コンテンツを制作するため以下の準備作業を実施する。

下記内容の映像コンテンツの企画・構成を行い、北海道地方環境事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）に企画等の内容承諾を得て、作業を進めること。

映像は、すでに撮影されている映像データを収集し、編集することを基本として、新国立公園に関わる地域のバランスを考慮し、自然、景観や利用アクティビティ等の素材をインバウンド客層にも魅力的に感じられるようできるだけ多岐にわたりつつ全体のバランスのとれた企画構成を検討すること。

映像データの収集に当たっては、関係する地方公共団体や観光関係事業者から、以下「5. 著作権等の扱い」に留意して収集を実施すること。なお、必要に応じて環境省担当官が提供する環境省所有の写真・映像資料も利用することが可能である。

また、新国立公園の魅力を伝えるため、同公園についての知見を有する有識者等2名程度へインタビュー撮影を行い、映像に含めることとする。

【映像仕様】

映像仕上時間：3分程度

映像テロップの言語：日本語及び英語の2言語併記

(翻訳量は、400字原稿2枚程度を想定)

その他：ナレーションなし、音楽あり

(2) 映像コンテンツの制作

決定した企画構成をもとに映像撮影・編集を行う。撮影に先立ち、有識者等の選定に当たっては、環境省担当官と調整の上決定し、撮影に必要な許可申請等の必要な手続きは、環境省担当官と協議の上で行うものとする。また、有識者等（大学教授級想定、2名程度（札幌市内1名、帯広市内1名を想定）、撮影1回あたり2時間程度、1回あたりの謝金単価は17,700円とする）への謝金の支払いも実施すること。

撮影及び収集した各映像をつなぎ合わせたデータをチェックし、編集の上、映像コンテンツとして作成する。

新規撮影する場合は、収集した映像素材等と統一感が得られるよう留意し、収集及び撮影した映像内容に応じてテロップや新国立公園範囲図を挿入するなど、新国立公園に

ついて容易に理解を深められる映像となるよう工夫すること。

(3) 映像コンテンツ内容の確認

制作した映像コンテンツについては、環境省担当官とともに試写を行い、映像とテロップ等の承認を得た上で完成させること。本業務内で行う英語の翻訳は、直訳ではなく可能な限り外国人にわかりやすい表現で翻訳すること。

(4) 打合せ協議

請負者は、本業務の履行期間中、業務開始時、中間時のほか、環境省担当官が本業務の実施上必要があると判断した場合は、適宜環境省担当官と打合せ協議（ウェブ会議等でも可）を行うものとする。また、請負者自らが本業務を遂行する上で必要があると判断した場合においても同様とする。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4. 成果物

紙媒体：報告書1部（A4版 両面印刷、10頁程度）

電子媒体：報告書及び以下のデータを格納したDVD-R 3式

動画サイト等でプロモーション映像等として放映可能な状態にした映像データを保存したSDカード 3式

提出場所：北海道地方環境事務所 国立公園課

報告書及び電子データの仕様は、別添によること。

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載がない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従わなければならない。

(2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め北海道地方環境事務所に帰属するものとする。

(3) 本業務は、優れた自然環境を有する国立公園の業務であることから、業務実施に当たってはその保全に十分配慮するものとする。特に希少種の分布状況、生育状況等の情報の取扱には十分注意すること。

(4) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の実施等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が以上の内容と異なる場合は環境省担当官と協議のうえ、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・その他：環境省担当官の指示によること

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。